

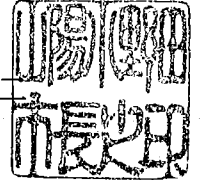


山 総 第 4 6 2 7 号

令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 2 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



事件の訂正の請求について

令和 3 年 2 月 2 2 日に提出した議案第 3 3 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、下記のとおり訂正したいので、山陽小野田市議会会議規則第 1 8 条の規定により請求します。

記

1 訂正の理由及び内容

別表第 1 8 の 6 の項備考 2 中の改正において誤りがあったため訂正するものです。

訂正後	訂正前
2 アに係る申請書に、 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)・(2) (略)	2 アに係る申請書に、 <u>登録建築物調査機関</u> が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)・(2) (略)

